

## 仮 TD-HRS(仮称)ソフトウェア使用許諾契約書

はじめに

本「仮 TD-HRS(仮称)ソフトウェア使用許諾契約書」は、正式な使用許諾契約書に先立つものであり、正式な使用許諾契約書は別途ご提示します。正式な使用許諾契約書が当方より提示されるまでは、この「TD-HRS(仮称)ソフトウェア使用許諾契約書」に同意することにより、TD-HRS(仮称)ソフトウェアを使用する事ができます。別途提示する使用許諾書に同意する場合には、継続的に TD-HRS(仮称)ソフトウェアを使用できます。しかしながら、別途提示する使用許諾書に同意できない場合には、直ちに TD-HRS(仮称)ソフトウェアの使用を止め、廃棄するか当方に返却することに同意することを前提に、TD-HRS(仮称)ソフトウェアがお客様に提供されているものであることを相互に確認します。

1. お客様は、TD-HRS(仮称)ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約書」という)に記載の各条項に同意する事を条件に、TD-HRS(仮称)および関連技術文書(以下「本ソフトウェア」という)の使用が大日本印刷株式会社(以下「DNP」という)より許諾されます。同意しない場合には、本ソフトウェアを使用せずに当方に返却して下さい。
2. 本ソフトウェアに関する著作権、特許、商標権、ノウハウを含む全ての知識財産権は全て DNP に帰属します。
3. DNP は、お客様に本ソフトウェアの使用を許諾するものであり、販売するものではありません。また、DNP はお客様に明示的に許諾していない一切の権利を留保します。お客様は、本ソフトウェアが格納されたメディアのみを所有します。
4. 本ソフトウェアが格納されたメディアに不具合があった場合には、当方では無償でメディアの交換に応じます。
5. お客様は、本ソフトウェアを 1 台の特定されたコンピュータシステムとオペレーティングシステムの組合せ(以下「プラットフォーム」という)で使用することができます。DNP は、対象となるプラットフォームのみで有効となるライセンスキーをお客様に発行することがあります。その場合には、お客様は、本ソフトウェアを対象プラットフォームのハードディスク等の記憶装置にインストールし、ライセンスキーを付与することにより、使用することが可能となります。
6. お客様は、上記3項のインストール以外の目的で、本ソフトウェアの全部あるいは一部を複製できません。また、第三者に頒布あるいはネットワークを介して、あるいはその他の方法で本ソフトウェアをプラットフォームから、あるいは本ソフトウェアが格納されたメディアから他に電子的に移転させてはなりません。
7. お客様は、本ソフトウェアおよびライセンスキーを逆コンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアまたはその他の方法で、人間が認知あるいは解読可能な形式に変換することができません。
8. お客様は、DNP が書面で個別に承認した場合を除き、本ソフトウェアを修正、翻案、翻訳、賃貸借、リース、貸与、再販売、あるいは派生著作物を創作することはできません。前記に関わらず、お客様は本ソフトウェアの修正物、翻案物、翻訳物、またはその他の派生物に関する著作権が DNP に帰属する事を確認します。また、

- お客様は DNP の請求で、当該権利を完全にするために、あるいは譲渡するために適切な法律文書に署名することに同意します。
9. お客様は、本ソフトウェアがお客様の全ての要求を満足することができないこと、また瑕疵を免れることができないことを確認します。
  10. DNP は、本ソフトウェアがカタログ記載事項に概ね適合していること、並びに本ソフトウェアが格納されたメディア自体に瑕疵がない事を保証します。
  11. DNP またはその役員、従業員あるいは関連会社は、予見可能であるか否かに関わらず、本ソフトウェアあるいは付帯する資料の使用あるいは使用不能から生じる付帯的あるいは間接的な損害(取引利益の逸失、取引の中断、取引情報の逸失による損害を含む如何なる損害も含む)について、お客様からの責を負いません。このことは、当該請求の根拠を問いませんし、また、DNP または DNP の代表者が関わる損害の可能性を通知された場合も同様とします。
  12. 本ソフトウェアの使用期限は、お客様が本ソフトウェアを入手(購入)し、最初のインストールした日より、1 箇年間とします。ただし、DNP に特段の支障がなければ、更に 1 箇年自動で更新され、以降も同様とします。
  13. 本ソフトウェアの国外での利用は禁止されていることに同意します。ただし、書面による DNP の承諾があった場合を除きます。
  14. お客様は、本契約書は日本国法により解釈される事に同意します。本契約書のいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所より法律に違反するとの判断が示された場合、あるいは公権力により排除された場合には、当該部分を除き有効に存続するものとします。

以上

東京都千代田区外神田 6 丁目 2 番 8 号  
株式会社インフォサーブ